

障害児福祉手当に関するお知らせ

令和4年4月1日から 「眼の障害」の認定基準を一部改正します

改正のポイント

1 視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更します。

2 視野障害の認定基準を改正します。

視野障害の認定基準には、ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計に基づく認定基準を規定します。

【認定請求について】

- ✓新しい認定基準による請求は、令和4年4月以降行えます。
- ✓令和4年4月末日までに請求された場合で、認定基準に該当すると認定された場合は、令和4年5月分からの手当が支給されます。
- ✓今回の改正によって、これまで該当していた方が、該当しなくなることはありません。

※ お問い合わせは、お住まいの市区町村までお願いします。

改正後の認定基準

基準	障害の状態
視力障害がある場合	視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの

基準	障害の状態
視力障害と視野障害がある場合※	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したもの
	以下については「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」と同等とします。
	・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼中心視野角度が56度以下のもの
	・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下のもの
	・自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

※「視力障害と視野障害がある場合」とは、視力障害のほか、視野障害もある場合に該当となる基準です。

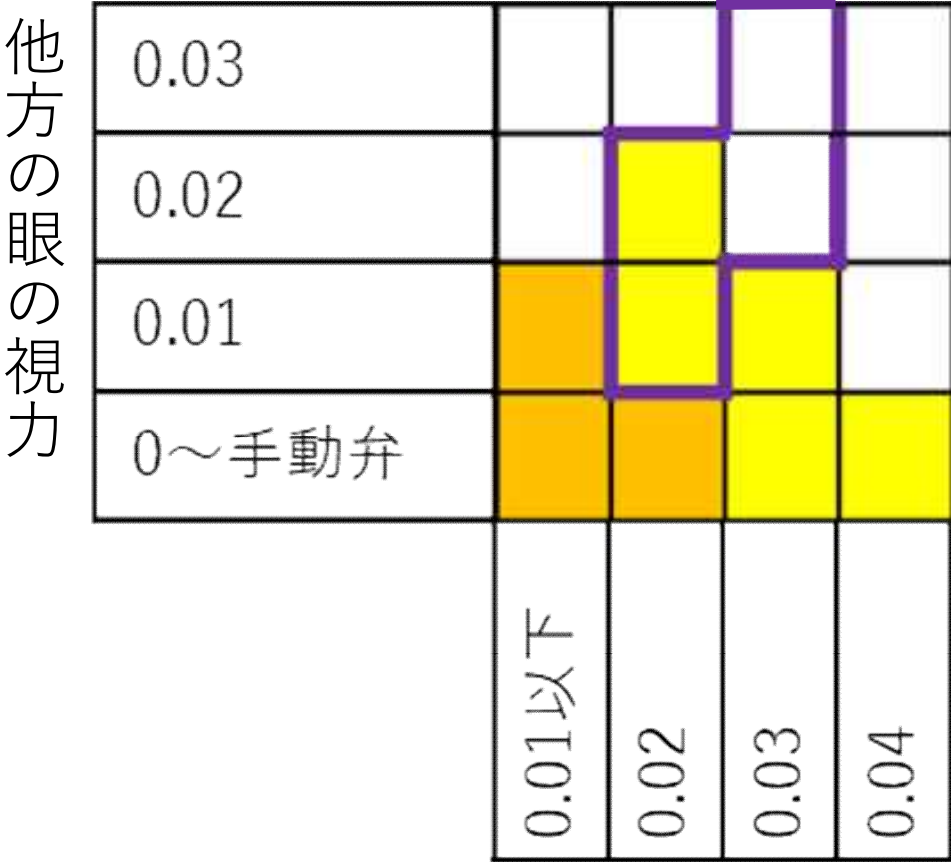
(参考) 視力障害の認定基準の改正について

改正前

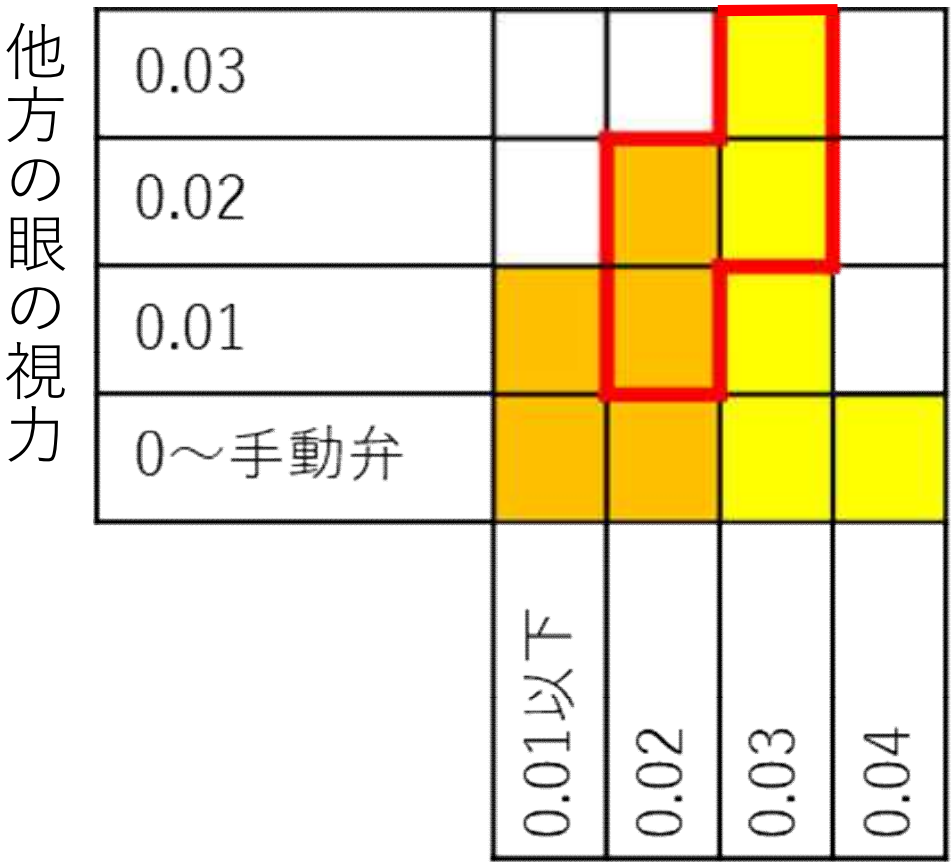
良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、手当が支給されない（紫囲い部分）

改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる（赤囲い部分）



良い方の眼の視力



良い方の眼の視力

：視力障害がある場合

：視力障害と視野障害がある場合※

※「視力障害と視野障害がある場合」とは、視力障害のほか、視野障害もある場合に該当となる基準です。